

水産基盤整備事業等における
品質確保の促進について

Q & A

- 総合評価方式の導入を目指して -

(社)水産土木建設技術センター

目次

Q 1	公共工事における品質確保とは何ですか？	．．．．	1
Q 2	品質確保の促進に関する政府の取組み状況は？	．．．．．	1
Q 3	品質確保の促進に関する水産庁の取組み状況は？	．．．．	3
Q 4	総合評価方式とは何ですか？	．．．．．	4
Q 5	総合評価方式では落札者はどのようにして決めるのですか？	．．．．	5
Q 6	総合評価方式の意義は？	．．．．．	7
Q 7	総合評価方式の水産基盤整備事業等における意義は？	．．．	7
Q 8	総合評価方式は全ての工事に適用しなければならないのですか？	．．．	8
	適用する工事とそのタイプ		
Q 9 の 1	技術力をどのようにして評価するのですか？	．．．	9
	技術力の評価内容の考え方と評価の視点・項目		
Q 9 の 2	技術力をどのようにして評価するのですか？	．．．	10
	技術評価点の求め方		
Q 10	総合評価方式のタイプの決め方と評価の考え方は？	．．．．	18
Q 11	総合評価方式の手続きの手順は？	．．．．	21
Q 12	企業から提案された技術内容などの履行について担保が必要ですが・・・？		22
Q 13	事務手続きにおいて中立性及び公平性が担保されなければ なりません・・・？	．．．．	24
Q 14	発注者である地方公共団体への支援が必要だと思いますが・・・？	．．	25

この冊子は、水産庁のホームページで公表されている「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(平成19年3月水産庁漁港漁場整備部)の内容をもとに作成したものです。表題の枠内の()は、同ガイドラインの該当部分を示しています。

Q 1 . 公共工事における品質確保とは何ですか？

公共工事は、

目的物が使用されて初めてその品質を確認できること

その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、

個別の工事により条件が異なること等

の特性を有していることから、その品質は、工事の目的や現場条件に応じた的確な施工が行われるか否かに大きく左右されます。

しかしながら、近年、公共工事に対する投資の削減が続く中、不適格業者の参入によるダンピング受注や不良工事の発生など、的確な施工の確保についての懸念が高まりつつあります。

このようなことから、請負契約の競争入札において技術力も加味した落札者の決定方式の導入や工事の実施における監督・検査の一層の的確化など、公共工事の品質確保促進の取組みが喫緊の課題となっています。

Q 2 . 品質確保の促進に関する政府の取組み状況は？

平成17年4月に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が施行されました。

この法律に基づき、政府は同8月に「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」を閣議決定しました。

具体的な取組みの方針を示したわけです。

この中では、請負契約の競争入札における新しい方式である総合評価方式（価格に加えて技術力も加味した落札者の決定方法）が主要な取組みとして位置づけられています。

国土交通省や農林水産省では、これらを受けて、国直轄の道路事業や農業基盤整備事業などに適用するとともに、地方公共団体における適用を促すための支援体制を整備して、この総合評価方式の導入を目指すなど、公共工事の品質確保の促進に鋭意取り組んでいます。

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(基本理念)

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な 意義を有することにかんがみ、国及び地方公共団体並びに公共工事の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2 公共工事の品質は、建設工事が、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、その品質が受注者の技術的能力に負うところが大きいこと、個別の工事により条件が異なること等の特性を有することにかんがみ、経済性に配慮しつつ価格以外の多用な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。

3 公共工事の品質は、これを確保する上で工事の効率性、安全性、環境への影響等が重要な意義を有することにかんがみ、より適切な技術又は工夫により、確保されなければならない。

4 公共工事の品質確保に当たっては、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性並びに競争の公正性が確保されること、談合、入札談合等関与行為その他の不正行為の排除が徹底されること並びに適正な施工が確保されることにより、受注者としての適格性を有しない建設業者が排除されること等の入札及び契約の適正化が図られるように配慮されなければならない。

5 公共工事の品質確保に当たっては、民間事業者の能力が適切に評価され、並びに入札及び契約に適切に反映されること、民間事業者の積極的な技術提案（競争に付された公共工事に関する技術又は工夫についての提案をいう。以下同じ。）及び創意工夫が活用されること等により民間事業者の能力が活用されるように配慮させなければならない。

6 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない。

7 公共工事の品質確保に当たっては、公共工事に関する調査及び設計の品質が公共工事の品質確保を図る上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、前各項の趣旨を踏まえ、公共工事に関する調査及び設計の品質が確保されるようにしなければならない。

Q 3 . 品質確保の促進に関する水産庁の取組み状況は？

水産庁においても、下記の通り、総合評価方式の導入を始めとする工事の品質確保の促進に鋭意取り組んでいます。

平成18年2月に、「水産基盤整備事業工事等の今後の取組方針について」を関係都道府県に通知し、基本的な考え方と方針を示しました。

同4月に、地方公共団体と協力して「水産基盤整備事業工事等の品質確保に関する協議会」を設立しました。

このような協議会と連携して、「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」を策定して平成19年3月に発刊しました。

また、工事発注関係事務（積算、技術の審査・評価及びその運用等、工事の監督、検査等）を、公益法人等に委託して万全を期そうとする場合には、その費用を「測量及び試験費」により支弁することができる旨、「漁港漁場関係担当課長会議」（平成19年1月23日）等を通じて周知しています（Q14参照）。

Q 4 . 総合評価方式とは何ですか？

(2 - 1)

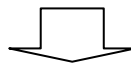
従来，公共工事の請負契約においては，標準的な設計と施工方法の基で，一般競争入札または指名競争入札において最も低い価格を提示した者を落札者とする方式が原則でした。

これに加え，入札価格と技術力を総合的に評価して落札者を決定する方式も認められることになっているのです。(「地方自治法施行令」に，同方式を追加(平成11年))

この方式が総合評価方式です。

一般・指名競争入札における落札者の決定 / 従来原則

入札価格で評価 (最低の価格)



総合評価方式を追加

入札価格と技術力の双方を総合的に評価

地方自治法施行令

第167条の10の2 (第167条の13)

..... 予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち，価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とする事ができる。

Q 5 . 総合評価方式では落札者はどのようにして決めるのですか？

(2 - 4 , 4 - 5)

まず、入札価格が予定価格の制限の範囲内にあることが第一条件です。これは従来と変わりません。

その上で、入札価格と技術評価点（技術力の評価を点数で表したもの）を基にした評価値が最も高い者が落札者となります。

評価値は次の除算方式又は加算方式が基本となっています。

除算方式

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

ここで、標準点：一般的に100点とします。

加算点：技術力の評価で決まる点数になります。

満点を10点、20点、30点・・・と設定

加算方式

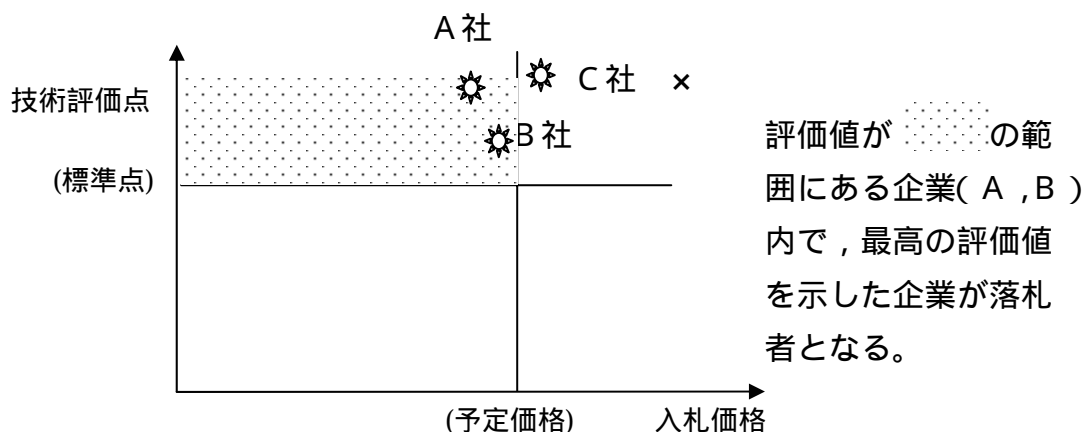
$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

ここで、価格評価点： $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

又は、 $100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$

いずれの方式においても、入札価格が安くなれば安くなるほど、技術評価点が高くなれば高くなるほど、高い評価値が得られることがわかります。

標準点と加算点、または価格評価点と技術評価点のバランスを適切に設定することが、適切な技術競争を担保しこの方式を実効性あるものとするために、非常に重要であることが理解していただけたと思います。



(参 考)

表 4-2 総合評価方式のタイプ別加算点の標準設定範囲《例》

総合評価方式のタイプ	加算点
高度技術提案型	10～50点
標準型	10～40点
簡易型	10～30点

水産基盤整備事業等では総合評価方式のタイプ別の技術評価点を構成する加算点の満点は、表 4-2 の標準設定範囲を参考にして、予め工事内容に応じて適切に定めるものとするが、あまり低く加算点を設定すると提案を行う建設業者のモチベーションが上がらない可能性があることに十分に考慮する。

出典：「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(水産庁)

Q 6 . 総合評価方式の意義は?

(1 - 1)

総合評価方式では、競争入札において価格だけではなく、企業が有する技術力という要素を付け加えました。このような技術重視により、次のような意義が考えられます。

必要な技術的能力を有する者が施工することにより、

- ・ 工事目的物の性能の向上
- ・ 長寿命化・維持修繕費の縮減・施工不良の未然防止等による総合的なコストの縮減
- ・ 交通・環境対策の効率的、的確な実施
- ・ 事業効果の早期発現

民間企業が技術競争を行うことにより、

- ・ 技術と経営に優れた健全な建設業が育成
- ・ 談合が行われにくい環境整備

Q 7 . 総合評価方式の水産基盤整備事業等における意義は?

(1 - 1)

農林水産大臣が示している「漁港漁場整備基本方針」には、漁港漁場整備事業の推進に関する基本的方向として、水産物供給システムの基盤の構築を掲げています。

漁港漁場整備基本方針

の1の(1)水産物供給システムの基盤の構築

良好な漁場等から供給される水産物は、漁港等を通じて国民に供給されており、漁港漁場整備事業を水産資源の増殖から漁獲、陸揚げ、流通・加工までの一貫した水産物供給システムの基盤を構築するものとしてとらえ、水産物の安定的な供給に貢献する方向で推進していく。

即ち、水産基盤整備事業に関する工事の品質とは、このような水産物供給システムの性能・機能を向上させることと言えるでしょう。

具体的には、

- ・ 安全で安心な水産物を供給するための衛生管理の促進

- ・水産生物の生息環境の保全
- ・漁業者の労働環境の向上

を図ることになります。

また、整備される施設は、地方公共団体または漁業協同組合等により管理されることや海中あるいは海上に設置されることも少なくないので、以下のようなことに配慮することが必要です。

- ・維持管理の容易さ、
- ・管理コストの縮減

沿岸の環境を保全し地域の水産業を支える、一層優れた社会基盤・水産基盤を整備するために、上記に関する企業の技術力をいかに活用していくかが重要です。

Q 8 . 総合評価方式は全ての工事に適用しなければならないのですか？
適用する工事とそのタイプ - (2 - 1 , 2 - 2)

<適用の原則>

特に小規模な工事等を除き、全ての工事において総合評価方式を適用することが基本です。前述の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の基本理念に沿ったものです。

<総合評価方式のタイプ>

公共工事には、工事規模や現場条件が様々なものがあります。また、従来の標準的な仕様に対する技術的な工夫の余地（改善の効果）にもいろいろあります。

したがって、原則、総合評価方式を適用するにしても、これらを一律に取り扱うことは適切ではありません。

そこで、次の3つのタイプのいずれかを選択して、それぞれのタイプごとに適切に対応していくこととなります。

タイプ	対象とする工事	企業に期待すること	備考
簡易型	工事規模が小 又は技術的工夫の 余地が小	施工の確実性を確保	・施工計画 ・同種・類似工事の 経験，工事成績
標準型	施工上の技術的工 夫の余地が大	発注者の求める工事内容の 実現のための施工上の技術 や工夫の提案	・総合的なコストの縮減 ・性能・機能の向上 ・環境対策等社会的要請
高度技術提案型	技術的な工夫の余 地が大	工事目的物の品質の向上を 図るための高度な技術や優 れた工夫の提案	・総合的なコストの縮減 ・性能・機能の向上 ・環境対策等社会的要請

Q 9 の1 . 技術力はどのようにして評価するのですか？

技術力の評価内容の考え方と評価の視点・項目

(2 - 1 , 4 - 2)

競争に参加する企業の技術力を評価するにあたっては、次の3つの事項が考えられます。各々における評価の視点に沿って具体的な評価項目を設定します。

企業の技術力

発注者の仕様にに基づき適切かつ確実に施工する能力を評価するものです。

< 評価の視点 >

- ・ 施工計画書の内容（工程管理に係わる技術的所見は適切かなど）
- ・ 施工能力（同種工事の施工実績，工事成績など）
- ・ 配置予定技術者の能力（同種工事の施工経験，保有資格，専門技術力など）

企業の信頼性・社会性

工事を円滑に実施する能力を評価するものです。特に，水産基盤整備事業は地域の自然条件や社会条件に十分な配慮を求められる工事が多いために必要な事項です。

< 評価の視点 >

- ・ 地域精通度（現地条件の熟知等）
 - ・ 近隣地域での施工実績
 - ・ 災害等緊急時の施工体制
- ・ 地域への貢献度（地域住民の信頼や安心感等）
 - ・ 地域との災害協定
 - ・ ボランティア活動の実績など

企業の高度な技術力

発注者の想定している標準的な仕様を改善し，より優れた施設にするための技術提案力を評価するものです。

< 評価の視点 >

- ・ 総合的なコストの縮減
- ・ 性能・機能の向上
- ・ 社会的要請への対応
 - ・ 環境の維持（騒音，振動，粉塵，水質汚濁の低減等）
 - ・ 交通の確保（交通規制の低減，代替路の確保等）
 - ・ 特別な安全対策
 - ・ 省資源対策・リサイクル対策

Q 9 の2 . 技術力はどのようにして評価するのですか？

技術評価点の求め方

(2 - 1 , 2 - 3 , 4 - 2)

(評価項目と配点割合等)

技術評価点は、評価項目毎の評価点を加算して求めます。

まず、工事の特性および総合評価方式のタイプに応じて、具体的な評価項目を設定します。

次に、この評価項目ごとに評価基準や加算点の満点に対する配点割合を設定します。

評価項目、評価基準や配点割合の設定が、適切な技術競争を担保するために非常に重要であることが理解していただければと思います。

(参考) に、「ガイドライン」に示されている事例を示します。

(点数の付与)

また、各評価項目における点数の付与のしかたは、できる限り数値方式とし、数値化が困難な場合には、判定方式や順位方式により行うことが考えられます。

数値方式

評価基準により数値化できるものは、その数値を基準とする。

(例えば、環境の維持(騒音等)、交通の確保(交通規制の低減、代替路の確保等)、リサイクル対策等においては、測定値、時間、費用、材料使用料等を基準に数値化が可能です)

判定方式

評価基準により、優・良・可、有・無等に区分して、点数化する

(例えば、優 : 1.0 点、良 : 0.5 点、可 : 0 点等)

順位方式

評価基準により競争参加者を順位づけして、順位により点数化する。

(例えば、1 位 : 満点、最下位 : 0 点、中間は案分点等)

(参 考)

表 4-7 水産基盤整備事業等に係る評価基準及び配点割合《例》(1/3)

{ 企業の技術力：施工計画 }

視点	評価項目		評価基準	配点割合
施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、対策等に工夫が見られる	1.0
			工事の手順が適切であり、対策等にやや工夫が見られる	0.5
			工事の手順は適切であるが、工夫が見られない	0.0
		工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる	1.0
			各工程の工期は適切であり、工期短縮がやや見られる	0.5
			各工程の工期は適切であるが、工期短縮が見られない	0.0
	材料等の品質管理に係わる技術的所見	コンクリート、鋼材等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、工夫が見られる	1.0
			品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる	0.5
			品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であるが、工夫が見られない	0.0
	施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえる確に図られ、工夫が見られる	1.0
			課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえる確に図られ、やや工夫が見られる	0.5
			課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえる確に図られているが、工夫が見られない	0.0
	施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性	施工上の配慮について、工事の条件等を踏まえて適切であり、工夫が見られる	1.0
			施工上の配慮について、工事の条件等を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる	0.5
			施工上の配慮について、工事の条件等を踏まえて適切であるが、工夫が見られない	0.0

注)「配点割合」とは、評価項目に与えられた配点（満点）に対する各評価基準の得点割合を示す。

出典：「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(水産庁)

(参 考)

表 4-7 水産基盤整備事業等に係る評価基準及び配点割合《例》(2/3)

{ 企業の技術力：施工能力 }

視点	評価項目	評価基準	配点割合
施工能力	同種工事の施工実績 (過去 10 年間の施工実績)	地方自治体の工事の実績あり	1.0(0.5)
		国の直轄工事の実績あり	0.5(1.0)
		その他の工事実績	0.0
		実績なし [欠格]	-
	工事成績 (当該工種での過去 2 年間の工事成績 評価点の平均点)	75 点以上	1.0
		65 点以上 75 点未満	0.5
		65 点未満(含実績無し)	0.0
		2 年連続平均点が 65 点未満 [欠格]	
	優良工事表彰 (当該工種での過去 2 年間の優良工 事表彰の有無)	水産庁長官表彰あり	1.0
		地方自治体首長表彰あり	1.0(0.0)
		局長表彰あり	0.0(1.0)
		当該事業主体に係るその他表彰あり	0.5
	安全管理優良請負者表彰 (継続中業者全て)	表彰あり	1.0
		表彰なし	0.0
	イメージアップ優良工事表彰 (当該工種での過去 2 年間の表彰)	表彰あり	1.0
		表彰なし	0.0
	コスト縮減工事表彰 (当該工種での過去 2 年間の表彰)	表彰あり	1.0
		表彰なし	0.0
	事故及び不誠実な行為 (過去 2 年間の行為)	文書注意	-1.0
		口頭注意	-0.5
		なし	0.0
	当該工事の関連分野 ¹⁾ における 技術開発の実績の有無(過去 10 年 間の技術開発)	特許権、実用新案権の取得あり	1.0
		なし	0.0
自主研究の実績	学会賞の実績あり	1.0	
	実績なし	0.0	
当該工事種別の手持ち工事比率 (工事量比率=当該年度受注額 ÷ 過去 3 年間の平均受注額)	手持ち工事量比率 0.5 未満	1.0	
	手持ち工事量比率 0.5 以上 1 未満	0.5	
	手持ち工事量比率 1 以上	0.0	

注)「配点割合」とは、評価項目に与えられた配点(満点)に対する各評価基準の得点割合を示す。

注) で示した()内は国の直轄工事の場合を示す。

1) 関連分野：当該工事の履行に直接関連する技術を示す。

出典：「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(水産庁)

(参 考)

表 4-7 水産基盤整備事業等に係る評価基準及び配点割合《例》(3/3)

〔 企業の技術力：配置予定技術者の能力〕

視点	評価項目	評価基準	配点割合
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験 (過去(政府調達協定対象及び過去10年間)の経験)	同種工事主任(監理)技術者、または現場代理人として経験あり	1.0
		経験あり	0.0
		経験なし [欠格]	-
	優良工事技術者表彰 (過去10年間の表彰)	水産庁長官表彰あり	1.0
		地方自治体首長表彰あり	1.0(0.0)
		局長表彰あり	0.0(1.0)
		当該事業主体に係るその他表彰あり	0.5
	技術者の資格	表彰の実績なし	0.0
		1級土木施工管理技士かつ技術士「水産部門」、あるいは1級施工管理技士かつ水産工学技士	1.0
		1級土木施工管理技士	0.5
	継続教育(CPD) ¹⁾ の取組状況	それ以外	0.0
		継続教育の証明あり(各団体推奨単位以上取得)	1.0
配置予定技術者の能力 (ヒアリング項目)	技術者の専門技術力	継続教育の証明なし又は各団体推奨単位以下取得	0.0
		実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが期待できる	1.0
		実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理をおこなったことが確認できる	0.5
	該当工事の理解度・取り組み姿勢	その他	0.0
		当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	1.0
	技術者のコミュニケーション力	その他	0.0
		質問に対する応答が明解、かつ迅速である	1.0
		その他	0.0

注)「配点割合」とは、評価項目に与えられた配点(満点)に対する各評価基準の得点割合を示す。

注) 示した()内は国の直轄工事の場合を示す。

1) CPD(Continuing Professional Development): 技術者が講習会などの自己研鑽の活動を通じて、継続的に自己の知識・技術の維持向上を図ること。(実施団体:(社)日本技術士会、(社)全国土木施工管理技士連合会、(社)土木学会、(社)農業土木学会等)

出典:「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(水産庁)

(参考)

表 4-8「 企業の技術力：施工計画」に係る評価内容《例》

視点	評価項目		評価内容	適用工事	
				漁港	漁場
施工計画	工程管理に係わる技術的所見	施工計画の実施手順の妥当性	船舶航行の安全対策に工夫が見られるか		
			船舶航行以外の工事における安全対策に工夫が見られるか		
			水産物陸揚げ時の衛生管理に工夫が見られるか		-
			病院・学校等の重要施設に配慮しているか		-
			藻場、干潟、湾などの浅海域の漁場環境への影響低減に工夫が見られるか	-	
			水産物の生息環境の保全に施工管理の工夫が見られるか		
		工期設定の適切性	気象・海象、特に波浪環境を考慮した工期になっているか		
			漁業活動に配慮した工期になっているか		
			水産物の生活史に配慮した工期になっているか		
	材料等の品質管理に係わる技術的所見	コンクリート、鋼材等の品質の確認方法、管理方法の適切性	飛沫、強風、積雪等に対して、品質管理上の配慮が見られるか		
			夏期、冬期施工に対して、品質管理上の配慮が見られるか		
			浚渫水深の施工管理に工夫が見られるか		
			コンクリートのひび割れ抑制に工夫が見られるか		
			水中コンクリートの品質確保に工夫が見られるか		
			海上現場溶接の品質確保に工夫が見られるか		
			防波堤等のコンクリート養生に工夫が見られるか		-
			干潟・湾造成水深の維持に工夫が見られるか	-	
			魚礁・増養殖施設の位置確保に工夫が見られるか	-	
	施工上の課題に対する技術的所見	発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性	工事による騒音振動低減に工夫が見られるか		
			粉塵の発生抑制に工夫が見られるか		
			浚渫汚泥等の悪臭抑制に工夫が見られるか		
			大量の浚渫土の処理に対し工夫が見られるか		
			事故等の緊急による海洋汚染発生抑制に工夫が見られるか		
			港内等への汚染拡散の影響抑制に工夫が見られるか		-
			水産物に対する温度、風、不衛生な水質の影響抑制に工夫が見られるか		-
			大水深域への確実な魚礁等施設沈設に工夫が見られるか	-	
	施工上配慮すべき事項	施工上配慮すべき事項の適切性	施工中の排出ガス抑制に工夫が見られるか		
分別解体・現場内集積に工夫が見られるか					
水産物の保護に工夫が見られるか					
既設の増養殖場への影響低減に工夫が見られるか					
漁業活動への影響低減に工夫が見られるか					
地域住民等に対する工事のPRに工夫が見られるか					

出典：「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン（水産庁）」

(参考)

表 4-9 水産基盤整備事業等に係る評価基準及び配点割合《例》
〔 企業の信頼性・社会性：地域精通度・地域貢献度 〕

視点	評価項目	評価基準	配点割合
地域精通度	近隣地域での施工実績(過去10年間の施工実績)	施工実績あり	1.0
		施工実績なし	0.0
	緊急時の施工体制	施工都道府県内に技術者・資機材等の拠点あり(本店所在等)	1.0
		その他	0.0
地域貢献度	災害協定 ¹⁾ 等による地域貢献の実績(施工都道府県に本支店等を有する企業の災害協定の有無)	活動実績あり	1.0
		活動実績なし	0.0
	ボランティア活動による地域貢献の実績(施工都道府県における過去2年間の実績)	活動実績あり	1.0
		活動実績なし	0.0
	労働福祉の状況(障害者の雇用状況)	あり	1.0
		なし	0.0
	地産品の使用状況	あり	1.0
		なし	0.0
	子育て支援	あり	1.0
		なし	0.0
	慈善活動への寄付	あり	1.0
		なし	0.0
	地域大会等の取り組み等	あり	1.0
		なし	0.0
当該地域での漁港漁場施設に対する自主モニタリングの実績 ²⁾	実績あり	1.0	
	実績なし	0.0	

注)「配点割合」とは、評価項目に与えられた配点(満点)に対する各評価基準の得点割合を示す。

1) 災害協定とは、行政と民間もしくは民間と民間において、食料物資、生活物資の調達、消防相互応援や災害復旧工事などについて、災害が起きたときに相互に協力し、迅速な対応を行うために、あらかじめ協定を結ぶもの。

2) 施設の機能の発揮状況や周辺環境への影響に関するモニタリング等。

出典:「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(水産庁)

(参 考)

表 4-10「企業の高度な技術力」と想定される工事条件〔参考〕

区分	想定される工事条件
総合的なコストの縮減に関する技術提案	<p>《漁港・漁場工事共通》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 供用中のエネルギー消費の節約が求められる機械設備工事 ・ 長寿命化が求められる防波堤、けい船岸、消波堤、浮魚礁等の建設工事等
工事目的物の性能・機能の維持・向上に関する技術提案	<p>《漁港・漁場工事共通》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊コンクリートなどの特別な品質管理が求められる工事 ・ 特定の水産生物の蛸集や定着効果の高い材質及び構造を取り入れた施設等の製作、設置工事 ・ 水産生物に対する増殖機能が強化された構造物の設置工事 等 <p>《漁港工事》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 長周期波や港内副振動等の発生が構造物の性能、機能に対し影響を与える外郭施設工事 ・ 海流、波浪、風浪の影響を強く受け、より確かな品質管理を求められる漁港構造物の設置工事 ・ 清潔な海水導入などの衛生管理に関する工事 等 <p>《漁場工事》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流れや波浪の影響を強く受ける浅海域での魚礁・増養殖施設の設置工事 ・ 高い精度の造成水深が必要な干潟・浅造成工事 ・ 形状確保に高い精度が求められる大水深域での人工海底山脈等の造成工事 ・ 高度な出来形管理が求められる沖合等大水深域での魚礁沈設工事 等
社会的要請への対応に関する技術提案	<p>《漁港・漁場工事共通》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 近接する水産生物生息場の保全に配慮が必要な工事 ・ 水質・海洋汚濁の防止に配慮が必要な工事 ・ 自然保護区域内や希少生物への配慮が必要な工事 ・ 漁業活動への配慮が必要な工事 等

出典：「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(水産庁)

(参考)

表 4-11 水産基盤整備事業等に係る評価基準及び配点割合《例》

〔 企業の高度な技術力 〕

視点	評価項目		評価基準	配点割合
技術提案 ・ 総合的なコスト ・ 性能・機能 ・ 社会的要請	総合的なコストの縮減に関する事項	ライフサイクルコスト その他	技術提案が現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	1.0
	工事目的物の性能・機能の維持・向上に関する事項	性能・機能	技術提案が現地条件を踏まえて適切であり、やや工夫が見られる	0.5
	社会的要請への対応に関する事項	環境の維持 交通の確保 特別な安全対策 省資源・リサイクル	期待できない 不適切ではないが標準案相当の提案である	0.0
			不適切である	〔 欠格 〕 -
技術提案に関する 施工計画	現地の条件を踏まえた施工計画の実現性 ・ 詳細な工程計画（確実な工程計画） ・ 安全性		現地条件（地形、地質、環境、地域特性、関連工事との調整等）を踏まえた詳細な工程計画であり、コスト削減、品質管理、安全対策等に優位な工夫や品質向上への取り組みが見られる	1.0
			現地条件を踏まえた詳細な工程計画である	0.5
			不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている	0.0
	現地の条件を踏まえた新技術・新工法等の適用性 ・ 技術的成立性 ・ 新技術等の実用性 ・ 新技術等の実績 ・ 技術開発の取り組み姿勢		施工実績があり技術的に確立した新技術・新工法が採用されており、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れている	1.0
			施工実績はないが、現地条件を踏まえて安全性や経済性等に優れた新技術・新工法が採用されている	0.5
			不適切ではないが、一般的な技術・工法等の組合せに留まっている	0.0

注) 「配点割合」とは、評価項目に与えられた配点（満点）に対する各評価基準の得点割合を示す。

注) 技術提案が、定量化できる場合は、数値による按分とする。

出典：「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(水産庁)

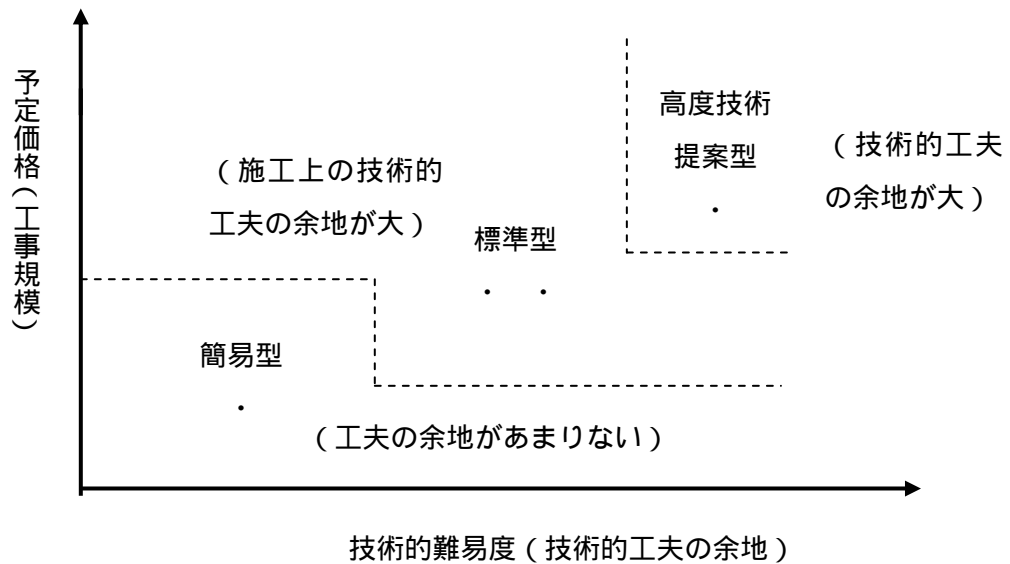
Q10 . 照合評価方式のタイプの決め方と評価の考え方は?

(2 - 1 , 2 - 2 , 4 - 1 , 4 - 2)

タイプを決めるにあたっては、予定価格（工事規模）と技術的難易度（技術的工夫の余地）を勘案します。

これらのタイプごとに、タイプの趣旨に沿った評価の考え方（評価項目）を適用して、その工事に適した技術力を有する適切な企業が選定できるようにします。

これらの基本的な関係を図にすると下図のとおりとなります。



評価の考え方： 企業の技術力
企業の信頼性・社会性
企業の高度な技術力

図 予定価格・技術的難易度と総合評価方式のタイプの基本的関係

(参 考)

出典：「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(水産庁)

表 4-1 工事区分別工事難易度表《例》

事業分類	工事区分 (構造形式・工法分類)						
漁港	ブロック類製作工事	易	やや難	難			
	浚渫揚土工事、防波堤工事(ブロック式) 岸壁工事(杭式栈橋を除く)、地盤改良工事 基礎工事、ケーソン製作工事 衛生管理工事		易	やや難	難		
	防波堤工事(ケーソン式) 岸壁工事(杭式栈橋)			易	やや難	難	
	新形式防波堤 ¹⁾ 等工事				易	やや難	難
漁場	魚礁製作工事、着定基質製作工事、ブロック 製作工事	易	やや難	難			
	着定基質設置工事 ケーソン製作工事、浚渫工事 魚礁沈設工事		易	やや難	難		
	藻場・干潟造成工事 浮魚礁設置工事			易	やや難	難	
	人工海底山脈造成工事				易	やや難	難

1) 新形式防波堤：大水深・高波浪・軟弱地盤等の従来にも増して過酷な施工条件に対応するために開発された、優れた特性を有する防波堤。

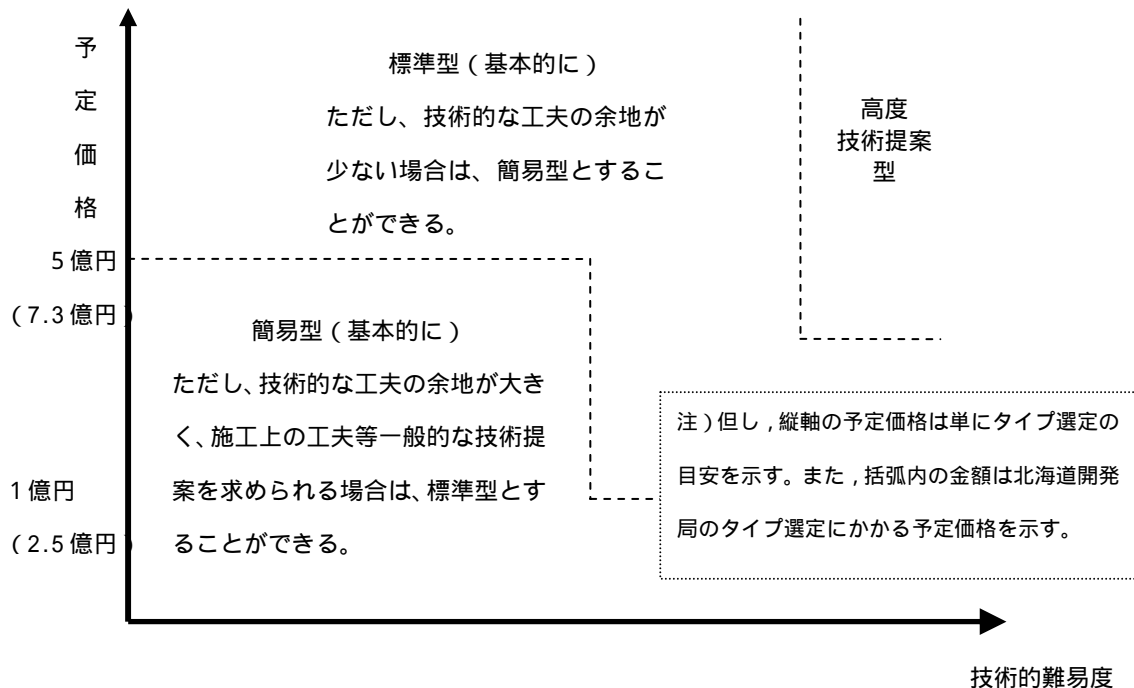


図4 -1 総合評価方式の選定基準<例>

(参 考)

表 4-3 総合評価方式のタイプと評価項目《例》

企業への期待	評価の視点	評価項目例	高度技術提案型	標準型	簡易型	
企業の技術力	施工計画	工程管理に係わる技術的所見	-	1)		
		材料等の品質管理に係わる技術的所見	-	1)		
		施工上の課題に対する技術的所見	-	1)		
		施工上配慮すべき事項	-	1)		
	施工能力	同種工事の施工実績				
		工事成績				
		優良工事表彰				
		安全管理優良請負者表彰				
		イメージアップ優良工事表彰				
		コスト縮減工事表彰				
		事故及び不誠実な行為				
		関連分野での技術開発実績				
		該当工種の手持ち工事量の状況				
		配置予定技術者(施工環境監理者を含む)の能力	同種工事の施工経験			
	優良工事技術者表彰					
	技術者の資格					
	継続教育(CPD)の取組状況					
	ヒアリング					
	・技術者の専門技術力 ・該当工事の理解度・取り組み姿勢 ・技術者のコミュニケーション力					
	企業の信頼性・社会性	地域精通度	近隣地域での施工実績	-		
緊急時の施工体制			-			
地域貢献度		災害協定等による地域貢献度の実績	-			
		ボランティア活動による地域貢献の実績	-	工事内容により選定	工事内容により選定	
		労働福祉の状況	-			
	地産品の使用状況	-				
企業の高度な技術力	総合的なコスト	総合的なコストの縮減に関する事項				
	性能・機能	工事目的物の性能、機能の維持・向上に関する事項				
	社会的要請	社会的要請への対応に関する事項 ・環境の維持 ・交通の確保 ・特別な安全対策 ・省資源対策 ・リサイクル対策	工事内容により選定	工事内容により選定	-	
		技術提案に関する施工計画			-	

〔凡例〕 〇：必須項目 △：必要項目（工事内容によって選択） -：該当なし

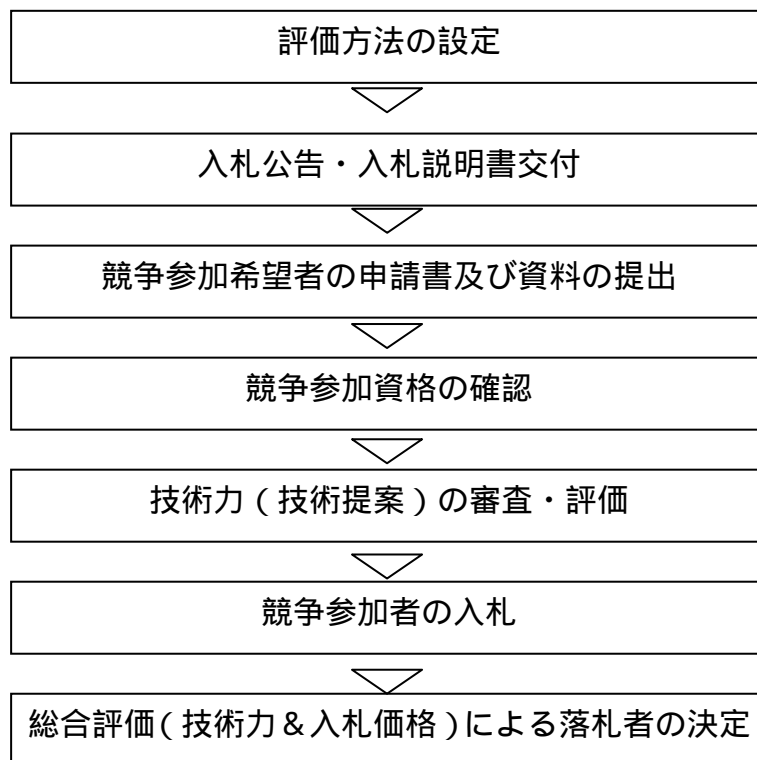
1)：工事内容によって施工の確実性を考慮する必要がある場合には選択する。

出典：「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」（水産庁）

Q11 . 総合評価方式の手続きの手順は？

(3)

簡単なタイプである簡易型で手順の大筋を説明します。



：学識経験者の意見聴取が必要です。

：必要に応じて，学識経験者，
外部機関等に支援を求めます。

基本的には従来の方式と変わりませんが、「技術力の審査・評価」の手順が必要となります。そして，標準型，高度技術提案型では，図に加えて技術力の審査・評価において提案された技術の取り扱い等に関する手順が更に付け加わることになります。

<留意事項>

この方式の適用によって，発注者である地方公共団体と競争参加者である企業の双方に時間と手間の負担が増加します。

公平に当該工事を的確に行う技術力を有する企業を選定するために，やむを得ないことではありますが，負担の増加を極力抑えていかなければなりません。

全体の手続き，タイプの選択，評価項目，評価基準の設定などにあたっては，要する時間や手間と得られる成果を十分勘案することが重要と考えます。

Q 12 . 企業から提案された技術内容などの履行について担保が必要ですが . . . ? (5 - 1)

総合評価方式は、特に標準型と高度技術提案型においては、提案された技術や工夫が提案されたとおりに履行されることが前提になっています。

そうでなければ、公正で意欲的な技術競争が損なわれ、総合評価方式を適用した意義がないこととなります。

これらを担保するために、提案された技術内容等について、発注者と請負者の責任分担とその内容、履行を確保するための措置、履行できなかった場合の措置について契約上明らかにしておく必要があります。

そして、工事の監督においても上記に基づいて的確に対応していくことが重要です。

また、不履行に対しては、厳格な対抗措置を講じることが不可欠です。

その措置としては以下の事項が考えられます。

- ・ 補修（再工事）の請求（「公共工事標準請負契約約款」第 31 条）
- ・ 損害賠償の請求（同第 44，45 条等）
- ・ 瑕疵補修の請求（同第 44 条）
- ・ 工事成績評定の減点

(参 考)

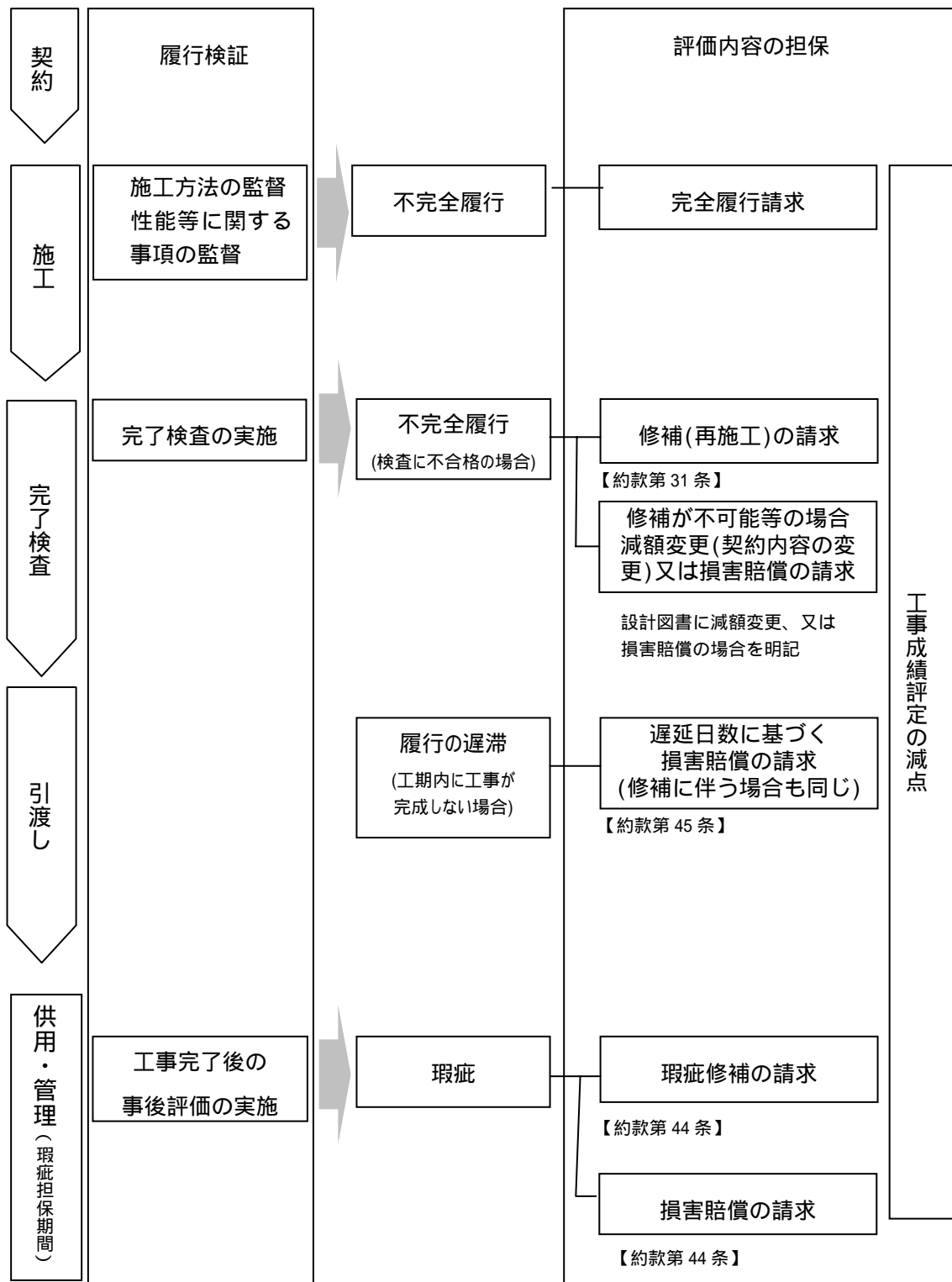


図 5-1 総合評価方式適用工事における履行検証と評価内容の担保の関係イメージ

参考文献：公共工事における総合評価方式活用ガイドライン平成 17 年 9 月 国土交通省、国土技術政策総合研究所

出典：「水産基盤整備事業等における品質確保促進ガイドライン」(水産庁)

Q 13 . 事務手続きにおいて中立性及び公正性が担保されている必要が
ありますが . . . ? (5 - 2 , 5 - 3)

総合評価方式は、入札価格と技術力を総合的に評価して落札者を決定するという、一律の基準で自動的に落札者を決定する手続きではないので、評価方法の決定、技術審査、評価等にあたっては、従来にもまして、一層の中立性と公平性が担保されなければならないことはいうまでもありません。

中立性と公平性の欠如は、企業の技術向上への意欲と技術競争への参加意欲を損なう、この制度の根幹にかかわる課題です。十分に留意する必要があります。

以下の点に留意してください。

学識経験者の意見聴取

地方自治法施行令には、学識経験者からの意見聴取に関する規定があります。

以下の場合です。

- ・ 総合評価方式を行なおうとするとき
- ・ 落札者を決定しようとするとき
- ・ 落札者決定基準を定めようとするとき

この事業の的確な実施が水産土木等の専門技術に負うところが非常に大きいことから、これらに造詣が深くかつ幅広い学識を有する有識者からの的確な指導が得られる仕組みづくりが重要です。

また、多忙な学識経験者の方々に継続的に協力を仰ぐためにはそれなりの工夫も必要です。

地方公共団体における水産土木技術力の向上

中立性、公平性を期すには、現場条件の把握や技術的背景を踏まえた品質の向上に関する的確な技術的課題の設定や的確で厳正な審査・評価が不可欠で、そのためには水産土木等に関する専門技術がポイントとなるものです。

発注者である地方公共団体における水産土木技術力の向上に、一層、不断の努力が必要で

企業の知的財産である技術に関する機密の保持

手続きに関する情報公開

苦情処理への適切な対応

地方自治法施行令

第167条の10の2の第4項

普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき，総合評価総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき，又は落札者決定基準を定めようとするときは，総務省令で定めるところにより，あらかじめ，学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

(総合評価指名競争入札においても同様の規定があります(第167条の13))

Q 14 .発注者である地方公共団体への支援が必要だと思いましたが・・・?

(6)

<事務の効率化>

総合評価方式は、発注者である地方公共団体にそれなりの事務と時間の負担と技術力を求めることとなります。

中立性と公平性を担保して、十分な技術力を有する請負者を適切に選定するためにやむを得ないことでもありますが、事務の増加は極力抑える必要があります。

これらの負担と得られる成果を勘案して不断に事務の効率化を検討していくことが最重要課題といえます。

<中立性と専門技術を有した公益法人等の活用>

事務が一時的に増加する、また技術的な体制が十分でない場合などは、外部委託することも考えられます。その際には、中立性や技術力等の観点から水産基盤整備事業に関する工事に精通しかつ相当の技術者を有し、市町村等に対して工事の設計、積算、施工管理等の豊富な支援実績のある公益法人等を活用してください(「水産基盤整備事業工事等の今後の取組方針について」(平成18年2月28日付17水港第2760号))

委託の内容としては、積算、総合評価方式の適用に関する手続き、技術の審査と評価、監督、検査、工事成績評定等に関する補助業務が考えられます。

<「測量及び試験費」の活用>

なお、これらの委託費については、水産庁では「測量および試験費」が充当できる旨通知しています。

(参 考)

水産関係公共事業における品質確保について

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)を踏まえ、「水産基盤整備事業工事等の今後の取組方針について」(平成18年17水港第2760号)を策定し、水産基盤整備事業等の品質確保に努めているところである。

(1) 品質確保に関する工事の積算及び監督・検査等に関する業務

水産関係公共事業の工事の積算及び監督・検査等に関する業務の発注については、「水産基盤整備事業及び海岸整備事業の実施に当たっての取扱いについて」(平成13年8月30日付け13水港第2440号水産庁漁港漁場整備部長通知、最終改正：平成17年17水港第676号)等によりこれまでも「測量及び試験費」で支弁してきたところであり、以下により対応願いたい。

地方公共団体が発注する水産関係公共事業の工事等の品質確保に関して、発注関係事務に取り組み際の費用については、「測量及び試験費」により支弁することができる。

発注関係事務とは、設計積算・技術審査・監督・検査をいう。

発注関係事務を適切に実施するため、社団法人水産土木建設技術センター等の公益法人を活用する場合であっても、それにかかる費用について、「測量及び試験費」により支弁することができる。

(2) 補助金交付申請の時期等について

総合評価方式の導入等により、事業執行に要する事務手続きに、従前以上に期日を要することが想定されます。各事業主体において、計画的な事業執行に留意いただきたい。

出典：「漁港漁場関係担当課長会議資料」(平成19年1月23日 水産庁漁港漁場整備部)